

東京電力株式会社
代表取締役社長 西澤 敏夫 様

福島第一原子力発電所事故に伴う本県観光業等
への風評被害に係る本賠償に関する要望書

要 望

このたびの福島第一原子力発電所事故に伴う風評被害により、本県では、観光業をはじめとして多くの産業において極めて深刻な損害を被っているところである。

特に、本県を代表する観光地である日光や那須では、観光客数の減少が著しく、事業の継続に支障を来す事例等も生じていることから、県としても種々の手段を講じて風評被害の払拭に努めてきたところである。しかし、未だあらゆる面で事故前の水準に回復するに至っておらず、地域経済のさらなる落ち込みを懸念している。

このような中、貴社が公表した観光業等の風評被害に係る損害賠償基準については、地域の実情等が反映されているとは考えられず、本県の観光関連事業者に対する適正な賠償が行われるのか危惧している。この賠償基準に関しては、県内の事業者からも見直しに係る強い要望の声が上がっており、県としても現行の損害賠償基準の見直しを強く求めるものである。

また、賠償請求の手続きに関しても、中小の事業者にとっては、相当の事務負担等があり、損害賠償金の受領遅延に繋がる恐れがあると考えらる。

については、本県の観光関連産業等の一日も早い復興を実現するため、被害を受けた県内の事業者がもれなく、迅速、公平かつ適正な賠償を受けられるよう、下記の点について強く要望する。

記

- 1 本件事故以外の要因による売上減少率を20%とし、これを損害賠償の対象外とした根拠について、具体的かつ明確な説明を行うとともに、速やかに所要の調査等を実施し地域の実情等に応じた算定方法とすること。
- 2 損害賠償額の基礎となる逸失利益の計算に関しては、3月11日から8月末までの通算とせず、月単位での計算とすること。
- 3 貢献利益率で用いる業種別の平均利益率については、観光関連事業者等の業態や規模が様々であることを考慮し、事業者の規模等にあった細かな区分を設定すること。
- 4 上記1から3までに一定の時間を要する場合は、事業者に対し速やかに仮払を行うこと。
- 5 福島原子力補償相談室栃木補償相談センターの相談体制を一層充実させるとともに、市町や事業者の意見を聞いた上で、各地域のニーズに応じて説明会及び個別相談会等を適時適切に開催すること。
特に中小の事業者に対しては、請求手続きの簡素化とともに、よりわかりやすく制度を周知し、きめ細かな説明に努めること。

平成23年10月7日

栃木県知事 福田富一